

「悪質商法は」 いりません。おもうません。

言葉巧みに消費者を誘い込み、お金をたましとる悪質商法。その巧妙な手口は近年ますます多様化し、被害が多発しています。被害に遭わないためには、その手口を知っておくこと、そして、はつきり「いりません」と断ることが重要です。

多様化する手口

資格商法、呼び出し商法、マルチ商法、催眠(SF)商法、キャッチセールス……悪質商法と一口にいっても、その手口はさまざまです。

最近、長引く景気の低迷、超低金利時代といった社会状況を背景とした、新たな手口の悪質商法が増えてきています。

共済やKKCなどのような詐欺……つまり、幅広い年齢層を対象に、元金保証、安全・有利など財テクをうたい文句にし、消費者から預かり金をだまし取る商法です。平成八年の被害規模は約二万二千人、約九百五十億円にも及んでいます。

また、多重債務者をねらった「紹介屋」、「買取屋」などの悪質商法の被害も急増しています。これは、消費者金融などから多額の負債を抱え、債務の返済に苦しむ人の弱みに付け込んだ商法です。平成八

年には、約六万六千人も被害に遭っています。

インターネットの悪用も

世界中の情報をオンラインで結びインターネット。最近では、便利な情報メディアとして、わたしたちの生活にも定着しつつあります。

しかし、一方でそれらを利用する悪質商法も増えており、ハッキングしたIDや他人名義の銀行口

被害防止のための五カ条

悪質業者は人の心のスキを突いて、巧妙な手口で誘い込んできます。悪質業者の甘い言葉にだまされず、大切な財産を守るために、次のようなことを心掛けましょう。

- 1 「もうかります」「あなただけが選ばれました」など、うまい話をもちかけられたら、まず悪質商法を疑いましょう。
- 2 勧誘を受けたら、まず必要なものかどうかよく考えること。そして、相手の名前や所在地、用件などを納得するまで聞くことです。不審なときは、きっぱりと「いりません」と断ること。
- 3 毅然とした態度で対応を。中途半端な態度や優柔不断な対応は相手に付け込まれます。しつこいときは一一〇番通報を。
- 4 業者の言葉だけで信用せず、契約前には第三者に相談しましょう。契約書はよく読んで、理解しておくことが重要です。
- 5 契約した後もよく考えてください。一定の期間内なら、クーリング・オフ制度で解約できる場合があります。

悪質商法の相談・お問い合わせ

悪質商法についてのご相談は最寄りの警察や交番、駐在所にお電話を。また、市区町村の消費者窓口や各消費者センターなどでも相談を受け付けています。

座を悪用した詐欺などの被害が出ています。このようなコンピューター・ネットワークを使った手口は、マルチメディア化が進むにつれ、さらに増えることが予想されます。



紹介屋の手口

「五十万円まで即融資、全国どこでもOK、来店不要……」などのように、あたかも簡単に融資が受けられるかのようなオトリ広告で客を釣ります。そして、電話をかけてきた客に「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないが、ほかの店を紹介してやる」などと言い、その紹介によって融資を受けられるかのように装って、紹介料をだまし取ります。

買取屋の手口

買取屋の手口は、融資を申し込むと、融資の条件として、クレジットカードで金券を次々と買わせ、これを定価以下の安い価格で買い取り、さらに、高金利で融資するものです。結局、申し込んだ人には、融資の返済のほかに、クレジット会社への債務が残ってしまします。

こんな手口にも注意 代金引換郵便詐欺



郵便配達時に、差出人が指定した金額と引き換えに郵便物を受け取る「代金引換郵便」。注文した覚えもないものが代金引換で届いたら、代金支払いにはくれぐれもご注意を。もしかしたら、送り付け商法という悪質商法かもしれませ

ます。代金を支払う前に、家族などに注文したかどうかを確認するなど、十分注意して受け取るようにしましょう。

勇気だし
ハッキリ言おう
いりません